



平成 24 年 7 月 31 日

各 位

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 会 社 名 | 株式会社東理ホールディングス       |
| コード番号 | (5856) 上場取引所 東証第 2 部 |
| 代表者名  | 代表取締役社長 福村 康廣        |
| 問合せ先  | 常務取締役 忍田 登南          |
| T E L | (03) 3548-1014       |

## 東京証券取引所による「公表措置」及び「改善報告書」の提出請求について

本日、当社は株式会社東京証券取引所より、下記の理由により有価証券上場規程第 508 条第 1 項に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存です。

### 記

当社は、元取締役等に対する貸付金に係る貸倒引当金の計上時期を誤っていたこと等により、本日、平成 19 年 3 月期から平成 24 年 3 月期までに重要な訂正を要する決算内容を開示していたことを公表いたしました。

当社において、貸付時の資金使途及び借手の資産状況の確認が不十分であったこと、及びその後の債権管理体制において、貸倒引当金の計上についてのルール化がなされていなかったことは極めて不適切であり、また、当社において、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していませんでした。

これは、有価証券上場規程第 412 条第 1 項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要する程度の違反と認められることから、同規程第 508 条第 1 項に基づき、「公表措置」が行なわれたものです。

また、これは、当社の適時開示を適切に行うための体制における重大な不備に起因する不適切な開示であり、同体制について改善の必要性が高いと認められることから、有価証券上場規程第 502 条第 1 項に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められたものです。

以上